

●香川県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成20年7月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変 更 年月日	事業所（施設）の名称及び住所		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービス の 種 類
	変 更 前	変 更 後		
平成20年 4月1日	社会福祉法人 観 音寺市社会福祉協 議会 豊浜事業所 観音寺市豊浜町姫 浜1260番地1	社会福祉法人 観 音寺市社会福祉協 議会 豊浜事業所 観音寺市豊浜町和 田浜1544番地1	社会福祉法人 観音寺市社会福 祉協議会 観音寺市坂本町1丁目1番6号	訪問介護 介護予防訪 問介護
平成20年 4月1日	元町調剤薬局 坂出市元町1丁目 5-8	NP元町調剤薬局 坂出市駒止町2丁 目1番40号	株式会社 西日本ファーマシー 高松市鬼無町佐藤53-4	居宅療養管 理指導 介護予防居 宅療養管理 指導